

鳥労基発 0423 第 2 号
令和 7 年 4 月 23 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



職場における熱中症対策の強化について（協力依頼）

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県内で令和 6 年に発生した休業 4 日以上の中症による労働災害は、11 人であり、発生状況は別紙のとおりです。死亡災害は発生していないものの、前年比では 7 人増加しております。

さらに、全国的には、令和 4 年から令和 6 年まで 3 年連続死亡者数が 30 人以上発生し、令和 6 年では、死傷者数は 1,195 人と過去最多となっている状況です。また、死亡者の約 7 割は屋外作業であり、今後、気候変動の影響により更なる増加も懸念されるところです。

今般、労働安全衛生規則が改正となり、令和 7 年 6 月 1 日から熱中症対策が強化されることになりました。

改正のポイントは、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切な判断が可能となるよう、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「体制整備」、「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられるものです。

つきましては、貴団体におかれましても、職場における熱中症対策の強化について、別添のリーフレット等をご活用いただき、貴団体会員各位へ周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

直近5年間の熱中症による休業4日以上之死傷者数

(令和7年2月末現在、鳥取県内)

発生年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
死傷者数 (人)	11 (0)	4 (0)	6 (0)	2 (0)	3 (0)

(括弧内は死亡者数)

参考

労働安全衛生規則の一部改正にかかる関係資料のダウンロード先について
厚生労働省HP

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(職場における熱中症予防対策)」

URL [https://www.mhlw.go.jp/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html)

[stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html)



○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第57号)

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476789.pdf>



○「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476825.pdf>



○「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476824.pdf>

